

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加等について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

◇第16条第2項本文（法令の定めに基づき電子計算機処理をしたとき）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	<p>1 住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加</p> <p>2 社会保障・税番号制度の導入に伴う住民情報システム等の情報項目の追加</p>
担当課	戸籍住民課
目的	<p>1 住民票等に旧氏等を併記することが可能となる制度改正に対応するため、住民情報システム等を改修する。</p> <p>2 社会保障・税番号制度の導入に伴い、法令に基づき住民情報システム等に情報項目を追加する。</p>
対象者	新宿区の住民基本台帳に記録されている者
事業内容	<p>1 住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加</p> <p>(1) 背景及び制度改正の概要 資料4 7-1 のとおり</p> <p>(2) 情報項目の追加 旧氏等の併記に係る情報項目を、以下のシステムの記録項目に追加する。 (資料4 7-2・資料4 7-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システム（住民基本台帳事務に関する部分）（昭和61年2月稼働） ・住民基本台帳ネットワークシステム（平成14年8月稼働） ・証明書自動交付システム（平成21年6月稼働） <p>(3) 対象者数 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 平成29年12月1日現在 342,736人</p> <p>2 社会保障・税番号制度の導入に伴う住民情報システム等の情報項目の追加</p> <p>法令の定めに基づき、住民情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに「送付先住所」及び「送付先氏名」の情報項目を追加する。（資料4 7-3） 平成26年度第4回の本審議会において、住民基本台帳法の一部改正に伴い「個人番号」などを記録項目として追加することについて諮問し、承認されたが、その後公布された番号法総務省令^{※1}に基づき、さらに「送付先住所」及び「送付先氏名」を記録項目として追加したことについて報告する。</p> <p>対象者数：①施行日（平成27年10月5日）において新宿区の住民基本台帳に記録されている者 332,301人 ②施行日以降新宿区の住民基本台帳に記録される者</p> <p>※1：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）</p>

件名 住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加について

保有課 (担当課)	戸籍住民課						
登録業務の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳 ・印鑑登録 ・公的個人認証サービス ・個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務 						
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 2 記録項目 氏名、住所、生年月日、性別などの従来項目に、「旧氏」及び「ローマ字氏名」の情報項目を追加する。(資料47-3の<u>下線部</u>の項目) 3 記録するコンピュータ <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システム (情報システム課) ・住民基本台帳ネットワークシステム (情報システム課) ・証明書自動交付システム (戸籍住民課) 						
新規開発・追加・変更の理由	住民基本台帳法施行令等の関係法令の改正が予定されることを受け、本人からの申出により住民票等に「旧氏」を、マイナンバーカードに「ローマ字氏名」を併記することを可能とするため。						
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステム 「旧氏」及び「ローマ字氏名」の情報項目を追加する。 2 証明書自動交付システム 「旧氏」の情報項目を追加する。 						
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との契約書には、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーの遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより特定個人情報の安全管理措置を徹底する。 2 個人情報の取扱状況についての報告を求めるとともに、必要に応じて区の職員による立入調査等の監査を行う。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 実データを使用した検証作業は区の職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 5 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持ち出しを禁止する。 						
新規開発・追加・変更の時期	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">平成30年1月下旬</td> <td>システム改修に係る設計開始</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月～12月</td> <td>システム改修及び動作検証</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月以降</td> <td>本稼働 (見込み)</td> </tr> </table>	平成30年1月下旬	システム改修に係る設計開始	平成30年4月～12月	システム改修及び動作検証	平成31年4月以降	本稼働 (見込み)
平成30年1月下旬	システム改修に係る設計開始						
平成30年4月～12月	システム改修及び動作検証						
平成31年4月以降	本稼働 (見込み)						

件名 住民票等への旧氏併記による住民情報システム等の情報項目の追加に係る業務の委託について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳 ・印鑑登録 ・公的個人認証サービス ・個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務
委託先	富士通株式会社 (プライバシーマーク及びISO27001を取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 2 情報項目 資料47-3に掲げる各項目
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(住民情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書自動交付システム)
委託理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 コンピューターシステムの専門知識と技術を持つ民間業者に委託することにより、下記委託内容を迅速かつ効率的に行うことができる。 2 上記委託先は、住民基本台帳ネットワークシステム及び証明書自動交付システムの導入業者であり、当該システムを熟知しており、当該委託先以外の者による下記委託内容の実施が困難である。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの情報項目に「旧氏」及び「ローマ字氏名」を追加する。 2 証明書自動交付システムの情報項目に「旧氏」を追加する。
委託の開始時期及び期限	平成30年1月22日から改正住民基本台帳法施行令の施行日(平成31年4月以降の見込み)まで ※年度ごとに契約を締結する。
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との契約書には、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーの遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより特定個人情報の安全管理措置を徹底する。 2 個人情報の取扱状況についての報告を求めるとともに、必要に応じて区の職員による立入調査等の監査を行う。 3 実データを使用した検証作業は区の職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 4 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持ち出しを禁止する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 従業者に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施させる。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持ち出しを禁止する。

件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う住民情報システム等の情報項目の追加について

保有課 (担当課)	戸籍住民課						
登録業務の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳 ・個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務 						
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 2 記録項目 既存の情報項目に「送付先住所^{※1}」及び「送付先氏名」を追加 ※1：通知カード及び個人番号カード交付通知書等の発送先の住所 3 記録するコンピュータ <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システム (情報システム課) ・住民基本台帳ネットワークシステム (情報システム課) 						
新規開発・追加・変更の理由	<p>番号法総務省令^{※2}第35条及び第36条の規定に基づき、電子計算機の操作により地方公共団体情報システム機構へ「送付先住所」及び「送付先氏名」を通知するため</p> <p>※2：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)</p>						
新規開発・追加・変更の内容	住民情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに「送付先住所」及び「送付先氏名」の情報項目を追加する。						
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	送付先住所及び送付先氏名に係るセットアップ作業は区の職員が行い、委託先には取扱わせない。						
新規開発・追加・変更の時期	<table> <tr> <td>平成26年11月から</td> <td>システム改修着手</td> </tr> <tr> <td>平成27年9月7日から</td> <td>変更後システムの仮稼働</td> </tr> <tr> <td>平成27年10月5日から</td> <td>変更後システムの本稼働</td> </tr> </table>	平成26年11月から	システム改修着手	平成27年9月7日から	変更後システムの仮稼働	平成27年10月5日から	変更後システムの本稼働
平成26年11月から	システム改修着手						
平成27年9月7日から	変更後システムの仮稼働						
平成27年10月5日から	変更後システムの本稼働						

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。